

仙台市外郭団体の経営状況の評価結果
(令和7年度決算)

令和8年9月

仙台市外郭団体経営検討委員会

1 外郭団体の経営評価

(1) 経過

第三セクターなどいわゆる外郭団体の経営破綻により、地方公共団体本体が財政再建団体に指定されるという事例が生じたことから、平成 20 年に総務省より地方公共団体に対し、第三セクター等の経営状況の客観的な把握とその結果経営が著しく悪化している場合の抜本的な経営改善策を講じるよう通知がなされている。

これを受け、本市では、平成 21 年に仙台市外郭団体経営検討委員会を設置し、毎年度、経営悪化の可能性があると考えられる一定要件（以下「2 委員会付議要件」を参照）に該当する外郭団体の経営状況について、外部の専門家による評価を受けている。

また、平成 29 年には総務省より地方公共団体に対し相当程度の財政リスクが存在する第三セクター等について経営健全化方針を策定するよう通知がなされているが、本市においては委員会設置以降、総務省の基準よりも厳しい要件で評価を実施しており、これまでのところ経営健全化方針の策定を要する団体はみられない状況である。

(2) 対象となる外郭団体

仙台市における外郭団体の定義は、

ア 市が当該団体の基本財産等の 4 分の 1 以上の出資又は出捐を行っている団体

イ 市の事務事業との密接な関連性から、その設立に市が主体的に関与し、かつ市が当該団体の運営に相当程度関わっていると認められる団体

のいずれかに該当する団体であり、令和 8 年 7 月 1 日現在で 27 団体となっている。

出資比率や設立経緯により他の地方公共団体（宮城県）が本市より主体的に関わっている 2 団体を除いた 25 団体のうち、今年度においては、一定の要件（「2 委員会付議要件」参照）に該当した 1 団体について、令和 7 年度の決算資料を基に、委員の合議により評価を行った。

2 委員会付議要件

前期決算（要件 5 については前 3 期決算）について、下記のいずれかに該当する外郭団体（他の地方公共団体が主導的な立場にあるものを除く。）を、付議対象とする。

要件 1 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定すると債務超過になること

※ 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）第二の二に規定する標準評価方式による評価が「A」以外となることを言い換えたもの。同基準は、自治体が団体の債務について損失補償又は保証をしている場合にのみ対象となるが、本市においては、全ての外郭団体について、この基準の対象とみなして評価を行うこととする。

要件2 債務超過にある団体であること

※ 退職給付引当金及び賞与引当金について、所要額を全額計上せず決算を作成している団体については、全額計上したと仮定して再計算した場合、債務超過状態と同等とみなされる場合を含む。

要件3 事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであり、当該事業活動によるキャッシュ・フローの5倍の額の絶対値が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること

※ キャッシュ・フロー計算書を作成していない財団等にあつては、「当期経常増減額がマイナスであり、当該当期経常増減額の絶対値から減価償却費及び引当金を引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と、株式会社等にあつては、「経常損失の額から減価償却費及び引当金の額を差し引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と読み替えるものとする。

要件4 累積欠損金2億5千万円以上、かつ、基本財産、資本金又はこれに類するものの概ね50%以上であること

要件5 直近3年度全てにおいて経常損失が生じており、かつ、経営の改善傾向が見られないこと

※ 「経営の改善傾向が見られる」とは、経常損失額が前期と前々期、前々期と前々々期、前期と前々々期のいずれかの対比で20%以上減少している状態をいうものとする。

3 委員会付議要件該当団体

社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会 (要件5に該当)

4 評価結果

評価結果	該当団体
1 著しく経営状況が悪化しており、抜本的な経営改善が必要な団体	なし
2 著しく経営状況が悪化しており、経営改善努力が必要な団体	なし
3 著しく経営状況が悪化しているとまではいえないが、経営状況の推移に注意が必要な団体	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会
4 著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体	なし

《団体に対する評価コメント》

当該団体は、地区社会福祉協議会への活動支援や各福祉施設の管理運営（指定管理を含む。）、地域包括支援センターの運営等を行っている。

直近３年度すべてにおいて経常損失が発生している主な原因は、デイサービスセンターの利用者数の減少や人材紹介活用に伴う経費増による介護保険事業収益の悪化、指定管理施設の大規模改修工事に伴う休館による指定管理料の減少、指定管理施設の移転や修繕による一時的な事業費の増、人件費の上昇であった。

今後は、介護サービスの質の向上による利用者確保、指定管理料スライド制度の活用などにより、収支改善に向けた取組みを進めていくとしている。

現在のところ、経常損失額の純資産に対する割合は限定的ではあるものの、赤字幅が拡大傾向にあることに加え、公益事業の黒字で社会福祉事業の赤字を補填する収支構造にも課題が認められることから、「３ 著しく経営状況が悪化しているとまではいえないが、経営状況の推移に注意が必要な団体」と判断する。

5 委員名簿（敬称略）

委員長	大泉 裕一	（公認会計士・税理士）
委員	水野 由貴	（公認会計士）
委員	櫻井 康博	（公認会計士・税理士）